

野田市・関宿町合併協議会会議録

平成14年 4月17日開催

野田市・関宿町合併協議会

(開会 午後 3時03分)

事務局

それでは、ただいまから第1回野田市・関宿町合併協議会を開催いたします。
開会に当たりまして、野田市・関宿町合併協議会会長であります根本崇よりごあいさつを申し上げます。

野田市長

一言だけごあいさつを申し上げたいと思います。

まず、この協議会設置に当たりまして、委員をお引き受けいただきましたそれぞれの皆さん方に御礼を申し上げたいと思います。県内で最初の試みになる話でございまして、大変ご苦勞をおかけすると思っておりますけれども、よろしくお願いをしたいと思っております。

先日関宿の町長さんとお話をさせていただきまして、私が協議会の会長にということで、関宿の町長さんに副会長をお願いするという形で決定をさせていただいております。そんな形で今日ごあいさつをさせていただいているわけでございます。我々が立ち上げた協議会は、それぞれ3月議会でご了承をいただいているわけでございますが、具体的には合併の是非も含めてこの協議会でご検討していただくという話にしております。通常の合併特例法からいいますと、そういう規定は書かれていないわけでございますけれども、自治法の規定とあわせて活用するという形で、そこまでのものをやっつけていこうというふうを考えているわけでございます。是非を含めてという形につきましては、当然住民の皆さん方がどういう判断をしているかということが非常に大切になってくるという形でございます。ぜひとも皆さん方にこの協議会を通じまして、住民の皆さん方がまさに判断ができるような、そういう資料もつくっていただき、なおかつそんな中で最終的な判断を協議会でしていくというような形にさせていただければ非常にありがたい、そんなふうに思っております。

最初に申し上げましたけれども、大変難しい作業になりますけれども、皆さん方のご協力をお願い申し上げます。ごあいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

事務局

どうもありがとうございました。

次に、当会の副会長であります河井弘よりごあいさつを申し上げます。

関宿町長

皆さん、こんにちは。関宿の河井でございます。本日は、大変お忙しいところ第1回の協議会にご参集をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

昨年野田市と関宿町が合併重点支援地域の指定を受け、合併問題研究会を発足し、事務レベルの協議を進め、両市町の合併について協議をしていく場である協議会の設置に向け努力し、先般12日に合併協議会を設置することができました。そして、本日第1回の協議会をここに開催することができましたことは、議員の皆さんを初

めこの協議会の委員として快くお引き受けいただきました皆様方のご協力のたまものと考えております。

合併につきましては、地域の大きな行政改革であり、現状の行政サービスが維持できるか、本格化する地方分権に対応できるかなど、地域の将来について論議をお願いし、新しい市を建設するものでございます。本町は、昭和30年に1町2村が合併し関宿町が誕生し、町の歴史を築いてきたわけでございますが、いつの時代にも歴史を大きく転換しなくてはならないときがあるものと思っております。本町にとって今がそのときであると考えております。地域に根づいた伝統や文化は消えるものではありません。私は、地域住民の恒久的な福祉向上を願い、希望と誇りが持てる新しいまちづくりを目指すため、この合併を成功させたいと考えております。委員の皆様方には、地域の将来を見据え、野田市との合併に向けご協力をお願いする次第でございます。

簡単でございますけれども、会議に先立ってのごあいさつにかえさせていただきます。本日は、ご苦労さまでございます。

事務局

どうもありがとうございました。

それでは次に、委嘱書の交付を行います。委嘱書の交付につきましては、大変恐縮に存じますが、時間の関係もございしますので、五十音順で代表して青木圀雄様にお受けいただきたいと存じます。

青木圀雄様、恐縮でございますけれども、前の方をお願いいたします。

(委嘱書交付)

事務局

なお、大変恐縮に存じますが、そのほかの委員につきましては、担当職員がお手元に配付をさせていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは次に、本日ご出席をいただいております委員のご紹介をさせていただきます。

なお、お手元の資料の中に名簿がございますので、ご参照いただければと存じます。

それでは、野田市・関宿町合併協議会規約第7条の規定に基づきまして、1号委員の方から、恐縮に存じますが、名簿の順にご紹介申し上げます。

(1号委員紹介)

事務局

続きまして、2号委員の方をご紹介申し上げます。

(2号委員紹介)

事務局

続きまして、3号委員であります学識経験者委員の方をご紹介申し上げます。

(3号委員紹介)

事務局

以上29名の方々が野田市・関宿町合併協議会委員でございます。皆様、どうぞよ

ろしくお願い申し上げます。

続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。

なお、お手元の資料の中に名簿がございますので、ご参照いただければと存じます。

(事務局職員紹介)

事務局

以上で事務局職員の紹介を終わりにさせていただきます。

続きまして、野田市・関宿町合併協議会規約第11条第3項の規定に基づきまして、事務局の事務の指導及び助言を行うため、合併問題相談員といたしまして、元自治省OBの神川愛彦様、元野田市役所OBの岩井勝治様、元関宿町役場OBの須賀博様の3名の方々に4月12日付で会長から委嘱書を交付いたしましたことをご報告申し上げます。

次に、本日の配付資料につきましては、お手元に配付させていただいたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

なお、資料の中に承諾受領書というものを配付させていただきましたが、これにつきましては、先ほどご委嘱申し上げました委嘱書の受領書となっておりますので、本日の会議の最後に回収をさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議題に入りますが、野田市・関宿町合併協議会規約第9条第2項の規定によりまして、会議の議長は会長がこれに当たると規定しておりますので、議長を会長にお願いいたします。

なお、委員の皆様にご覧がございまして、テーブルのマイクにつきましては録音用でございますので、発言をする場合には事務局職員がマイクをお持ちいたしますので、そちらを使用するようにお願いいたします。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、私の方で議長役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたしますと思います。

早速でございますが、初めに野田市・関宿町合併協議会規約第9条第1項の規定によりまして、本日の委員参加数は29名、全員でございますので、本日の会議は成立しておりますことをまずご報告申し上げたいと思います。

次に、議事に入る前にお諮りをいたしたいと思います。この合併協議会の会議の公開及び議事録の公開の件でございますが、いかがいたしましょうか。

秋田委員、どうぞ。

秋田委員

合併協議会の会議の公開及び議事録の公開の件でございますが、原則は公開とし

てはいかがでしょうか。また、傍聴人の取り扱いの関係もあると思いますが、傍聴人につきましては、野田市議会の傍聴規則がございますので、それを準用してはいかがでしょうか。

議長 　　ただいま秋田委員の方から協議会の会議の公開、議事録の公開について原則公開とすると、また傍聴人の取り扱いについては、野田の市議会の傍聴規則がございますが、これを準用してはいかがでしょうかというご意見がございましたが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声）

議長 　　特に皆さんご異議がないようでございますので、それではそのように決定をさせていただきます。

それでは、次に入らせていただきたいと思います。まず、報告事項に入ります。野田市・関宿町合併協議会規約について、野田市・関宿町合併協議会幹事会規程について、野田市・関宿町合併協議会専門部会規程について、野田市・関宿町合併協議会事務局規程について、野田市・関宿町合併協議会財務規程について、野田市・関宿町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程についての6件を事務局から報告を願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局 　　それでは、私の方からご説明をさせていただきます。

縁取りの1番でございますが、この合併協議会の規約でございます。全文17条から成ります規約でございます。ごあいさつ等にごございましたように、この規約につきましては、3月に関宿町、野田市、いずれの議会におきましても議決をいただいたものでございます。まず、第1条につきましては協議会の設置ということでございまして、自治法、それから合併の特例に関する法律の規定に基づき、この協議会が置かれているという根拠規定をお示しさせていただいたものでございます。それから、第2条につきましては協議会の名称ということで、「野田市・関宿町合併協議会」と称するという規定をさせていただいております。第3条がこの協議会の任務、それから4条につきましては事務所。事務所につきましては野田市ということで、後ほど申し上げますが、事務局はこの市役所の7階の方に事務局を設置させていただいております。それから、5条が組織、6条につきましては会長、副会長、それから7条につきましては委員、それぞれご案内のとおりでございます。それから、第8条が会議ということで、協議会の会議は会長が招集するという形で運営をさせていただく。第9条が会議の運営。それから、協議会に属する事務レベルの会といたしまして、第10条では幹事会、それから専門部会の根拠、それから11条におきましては事務局の規定をそれぞれ定めさせていただいているものでござい

ます。また、12条につきましては、本協議会の経費につきまして、野田市、関宿町両市町が均等に負担する旨を記させていただいてございます。それから、その監査につきましては、第13条におきまして、両市町の監査委員の方各1名の方に委嘱してお願いするとしてございます。そのほか、財務に関する事項、報酬及び費用弁償等につきましては、会長が別に定めるといふような形で定めさせていただき、16条については協議会解散の場合の措置、それから17条が附則という形で、これにつきましては4月1日から施行させていただいてございます。これがこの協議会の基本となります規約の概要でございます。

続きまして、縁取りの2番になりますけれども、これから申し上げる5件の規程につきましては、先ほどの規約にもございましたように、会長が別に定めるといふことで、それぞれ4月12日をもって規定をさせていただいているものでございます。まず、縁取り2番、幹事会規程でございますが、この幹事会というのは、先ほど規約の10条にございましたように、事務方の最終調整機関として置くものでございまして、この規程の第2条、所掌事務にございますように、会長の指示を受けまして、この協議会に提案する事項、これに関する事項につきまして協議、調整を行うということと置くものでございます。3条、4条につきましては、組織、それから幹事、5条につきましては役員、6条については会議等々の規定をさせていただいているものでございます。そのメンバーでございますけれども、縁取りの2の資料の6ページから野田市、関宿町のそれぞれのメンバーの職名でこれは記入をさせていただいてございます。

続きまして、縁取りの3番でございますが、専門部会の規程でございます。これは、今ご説明申し上げました幹事会の下に属する機関でございます。所掌事務といたしましては、規程の第2条にございますように、協議会の担当する事務を補助するために、幹事長の指示を受け、規約に掲げるそれぞれの事項につきまして専門的に協議、調整をするということと、実質的な作業部隊というふうに考えてございます。また、組織につきましても、それぞれ両市町の既存の組織、各部各課、これをベースに編成をさせていただきます。全体として8部会を予定してございます。それぞれ3条以下、組織、委員、各部会の役員、会議、それから報告等につきまして規定をさせていただいてございます。それから、今申し上げました全体として置きます八つの部会のメンバーにつきましては、8ページ以降に表の形でそれぞれの職名を記させていただいてございます。

続きまして、縁取りの4番でございますが、事務局規程でございます。これは、当協議会の事務局についての規程でございます。所掌事務というところにございま

すように、五つほどの事務を所掌するという形で規定をさせていただいてございます。それから、職員につきましては、第3条で職名を書いておりますが、ここでは基本的な考え方としまして、固定的な係につきましては置きませんで、そういう組織あるいは業務分担につきましては弾力的に執行できますように、この役職者以外の職員については特にここでは規定をしておりません。それぞれ班体制をもちまして、フレキシブルな対応ができるような形で事務局体制を考えてございます。それから、以下職員の職務、それから第5条決裁につきましては会長の決裁事項、第6条につきましては事務局長の専決事項、以下代決の規定、それから文書の取り扱い、情報の取り扱い、公印の取り扱い等、この辺の細部につきましては、基本的には必要な事項につきましては、野田市のそれぞれの規定を準用させていただくという形でこれは定めさせていただいてございます。

それから、続きまして、縁取りの5番目になりますけれども、財務規程でございます。これにつきましては、規約にもございましたように、本協議会の経費につきましては、両市町が均等に負担するという形で負担金をいただきまして、それぞれの行政の予算、決算とは別に、いわば独立した予算、決算を持ちます。そのために、この財務規程を定めさせていただくものでございますが、基本的な考え方は、通常の行政の予算、決算のあり方と同じように考えてございます。第2条でございますように、各会計年度をもって調製するということで、会計年度単位でこの歳入歳出予算につきましては組むという形で考えてございます。それから、補正予算の考え方、歳入歳出予算の区分の考え方等々につきましては、さらには出納及び現金の保管等につきましては、記載のとおりでございます。決算につきましても会計年度単位ということで、第8条におきまして、会計年度終了後に決算を調製し、規約にもございました、両市町の監査委員さんの監査をいただくという形で規定をさせていただいているものでございます。

それから、続きまして、資料の6、縁取りの6番になりますけれども、これはこの協議会の委員の皆さんの報酬及び費用弁償に関する規定を定めさせていただいているものでございます。これにつきましては、報酬の額といたしましては、日額6,500円と第2条で規定してございますが、これは野田市のいろいろな審議会等の報酬の額に準じた形で規定をさせていただいてございます。これらにつきましては、行政の委員、それから千葉県の方、これらを除く各委員さんがこの報酬の対象になるという形でございます。それから、それ以外のいわゆる費用弁償としての旅費、支給方法等につきましては、記載のとおりとなっております。

それぞれの規約、それから規程につきましてはの説明は以上でございます。よろし

くお願いいたします。

議長

ただいま事務局から報告がございましたように、合併協議会の規約につきましては、野田市、関宿町の議会において既に議決をいただいているわけでございます。また、幹事会規程外4件につきましては、合併問題研究会での協議の後に会長がこれを定めておりますので、ご了承をお願いしたいと思います。

次に、議題の中の協議事項に入らせていただきたいと思います。初めに、合併協議会における協議事項(案)についてを議題といたしたいと思います。

まず、事務局から説明をお願いしたいと思います。

事務局

それでは、合併協議会における協議事項(案)について、事務局の方から説明させていただきますと思います。資料につきましては、インデックスの8番をごらんいただきたいと思います。

まず最初に、協議事項を定める際の前提となります、法律の定め及び合併協議会規約の定めについて書かせていただいております。まず、地方自治法でございますが、普通地方公共団体の事務の管理、執行について連絡調整を図り、または広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議会を設けることができると定められておるところでございます。合併特例法第3条第1項におきましては、合併市町村の建設に関する基本的な計画の作成その他市町の合併に関する協議を行う協議会を置くものとして定められておるところでございます。これらを受けまして、野田市・関宿町合併協議会規約第3条におきましては、協議会の事務につきまして次の3点を掲げておるところでございます。一つ目は、合併の是非を含めた両市町の合併に関する協議ということでございます。2番目に、合併特例法第5条の規定に基づく市町村建設計画の作成。第3番目に、前2号に掲げるもののほか両市町の合併に関し必要な事項と、この3点を定めておるところでございます。

これを踏まえまして、合併協議会の協議事項について次のように提案させていただきますと思います。まず、1点目、基本方針でございます。合併特例法第3条で引用する地方自治法252条の2により、合併協議会では合併に関してあらゆる事項について協議すると解釈されているところがございます。野田市及び関宿町では、合併は最終的に住民の皆さんが判断することであり、合併協議会では判断材料となるための資料を提供するという方針で協議会の設置を議会に提出し、議決をいただいているところがございます。これを受けて、先ほどの協議会規約の規定になっているところがございます。したがって、まずポイントの1点目といたしまして、合併を前提とすることなく、合併の是非についても検討を行っていくというふうにさせていただいているところがございます。また、同様の理由から、合併し

た場合の住民サービスのあり方、新しい市の形の考え方などについて住民の皆さんが具体的なイメージとして理解し、十分説明がなされたというふうに評価していただけるよう、合併に当たって検討の必要な事項をすべて洗い出し、問題を先送りすることなく検討を行うというふうにさせていただいておるところでございます。このような方針を踏まえまして、次のページでございますが、協議項目については、以下のとおり提案させていただきたいと思っております。

なお、今後の検討の過程で追加すべきものが生じる場合があると思っておりますが、その場合には適宜追加させていただきたいと思っております。

まず、1点目、総論でございます。一つ目には、合併のデメリット、メリット。2番目に、それを踏まえた合併の是非。3番目に、合併に関する基本的な項目として合併の方式、これは編入あるいは新設といった意味でございます。あるいは、合併の期日、新市の事務所の位置、財産及び公の施設の取り扱い等といったものになります。四つ目として、議員の任期、定数等ということ。この四つを総論とさせていただきたいと思っております。

2点目として、事務事業調整でございます。この詳しい内容については、後ほど説明させていただきたいと思っておりますが、現在両市町で行われておりますさまざまな事業や制度、この違いを合併する際には統一していく必要がございます。その統一の作業がこの事務事業調整でございます。その統一しなければならない、調整しなければならない項目を掲げたものがこの(1)以下に並んでいる項目でございます。この項目については、事務方の方で作業をいたしまして、洗い出したものをある程度まとめた項目が載っているところでございます。その詳細については、後ほどご説明をさせていただきたいと思っております。まず、1点目として地方税関係、2点目として保険税、保険料、3点目としまして使用料、手数料、4点目といたしまして組織、機構あるいは窓口、5点目といたしまして補助金、交付金。これは、市、町から市民の皆さんへの補助金、交付金という意味でございます。6番目として保健福祉関係の諸制度、7番目といたしまして環境関係の諸制度、8番目として教育関係、9番目として民生経済関係、10番目として建設関係、11番目として上下水道関係、12番目として字、大字の取り扱い、13番目として広報広聴関係、14番目として職員の取り扱い、15番目として市章とか市歌、あるいは町章、町歌といった慣行の取り扱いでございます。16番目といたしまして、行政委員会がございますので、その取り扱い。17番目といたしまして、その他ということで掲げさせていただいておるところでございます。

3番目、市町村建設計画でございます。これは、先ほど合併特例法にもございま

したが、新しいまちの建設の計画を策定するという規定がございます。これに基づくものでございます。したがいまして、内容的には、これも後ほどご説明をさせていただきますが、新しい市のまちづくりの計画でございます。これにつきましては、内容がこれも法律で定められているところでございます。その法律で定められた四つを掲げさせていただいているところでございます。一つ目に基本的な方針、二つ目に建設の根幹となるべき事業、3番目に公共施設の統合、4番目にそれらの裏づけとなります財政の計画、この4点を掲げさせていただいております。その他合併協議会では協議の進め方や広報など、先ほど申し上げましたように、合併に関するあらゆる事項について協議する場となっておりますので、このようなことも合併協議会の協議事項に入ってくるというところでございます。

次に、参考資料をお付けいたしておるところでございます。次のページでございますが、調整項目一覧表というものでございます。これにつきましては、先ほど事務事業調整のところでは基本的な方針として、すべての項目について洗い出してやっていくというふうな方針を立てさせていただいているところでございます。それに基づきまして、事務方の方で現在、市、町で行っている事業をすべて洗い出しました。例えば高齢者福祉の分野で申し上げますと、このようなものになるということで参考に挙げさせていただいております。高齢者関係の施策としてゲートボール場整備補助から始まりまして、その3ページにわたる事業がなされているというところでございます。これをこういった一つの事業レベルまで細かく洗い出しまして、今回調整項目を作成させていただいているところでございます。

事務局からは以上でございます。

議長

説明は以上でございますが、若干つけ加えさせていただきますと、今17の項目がございました。これが細かく丸がついているやつ、これを数えていきますと60項目あります。ですから、大項目で17、この2ページの事務事業の調整の括弧で書いてある大項目が17、その中の細かいのが全部数えると60あります。この4ページの次のところに、保健福祉のところの高齢者福祉でこれだけの項目がありますよという参考がございますが、こういう形でリストアップしますと933になるそうです。それがこのインデックスの赤の1のところを全部リストを載せさせていただいております。次でその説明をやるそうでございますので、そういう項目だということだけまずご理解をいただきたいというふうに思います。

それでは、早速でございますが、ただいまから質疑に入りたいと思います。ご質問等がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

(発言する者なし)

議長

とりあえず今日はこんな考え方ということですから、全体が見えないと質問がしにくいとかということもあると思いますので、ではとりあえずご質問はなさそうでございますので、次に移らせていただきまして、またもしかしたら全体の点をもう一度総括してご質問を受けるという形にさせていただきたいと思います。

それでは、とりあえずただいまご協議をいただきました協議事項の案につきましては、事務局の説明のとおり承認いただくことによろしゅうございますでしょうか。
(「異議なし」の声)

議長

ご異議がないようでございますので、事務局説明のとおり承認することといたします。

次に、合併協議会における協議の進め方(案)についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、引き続きご説明させていただきたいと思います。資料につきましては、資料の9、インデックスの9でございます。

まず、全体の進め方についてご提案させていただきたいと思います。まず、基本方針でございます。合併は、最終的に住民の皆さんが判断するものという基本方針に基づき、住民の皆さんに合併について十分な説明を受けたと評価していただく必要があると考えてございます。このため、十分な時間をかけて住民説明会など、さまざまな機会を通じて住民の皆さんに合併のありようについて懇切丁寧に説明し、その上で合併について住民の皆さんにお考えいただきご判断していただくと、こういう手続、基本方針を考えているところでございます。そのためには、住民の皆さんへ説明する時間あるいは考えていただく時間をできるだけ多くとれるようにする必要があると。そのためには、協議に関する事務作業を可能な限り効率的に行い、早期に検討を終了する。住民の皆さんへの説明時間を多くとり、協議に関する事務作業はなるべく効率的に行うと、このような基本方針を立てさせていただいているところでございます。

具体的には、次の順序で検討を進めることを提案させていただきたいと思います。まず、一つ目、総論、先ほどご説明を申し上げました合併のメリット、デメリットや是非論といった部分でございます。この総論部分については、事務事業調整いわゆる制度の調整でございます。あるいは、市町村建設計画、まちづくり計画といったものでございますが、これを作成して初めて検討することができる課題であるということから、まず事務事業調整と市町村建設計画の作成に着手をし、これを同時並行で検討を進めていくと。

2番目でございますが、ただこの5月26日に野田市議会選挙がございます。した

がいて、5月、6月には実質的に協議会の開催が困難になります。したがって、その間事務事業調整に関する事務的な検討、これはまず制度の調整でございますので、行政的な見地からまず検討をさせていただく必要がありますので、その作業をやらせていただく。また、この市町村建設計画に関しましては、住民のご意見を伺っていく期間に充てさせていただきたいと、このように考えているところでございます。そして、5、6月の選挙期間を終了しまして、そうすると議会代表も決まってくる。そうなった後、7月から第2回協議会を開催いたしまして、それまで積み重ねてきました事務作業の結果、あるいは市民からの意見の結果をもとに本格的な協議に入らせていただきたい、このように考えているところでございます。その上で事務事業の調整、市町村建設計画をおおむね完成をさせる。その上で総論について一度一通り議論を行うと。そうなりますと、協議会としての検討が一通り終了するわけでございますが、その後協議結果について住民に対する周知活動を行い、住民の皆さんにお考えいただく時間をとらせていただきたいというふうに考えてございます。

なお、当然でございますが、協議会の開催中も協議内容は逐次説明していくということでございます。

そうした中で、住民への周知活動を行う中で出されました住民意見等を踏まえまして、協議会において総論いわゆる是非論の部分でございます。事務事業調整、建設計画について最終的な結論を出す。その際住民の意見が大きく分かれる場合には、是非を判断するための手段として住民投票も一つの選択肢として検討させていただき、このようなことを提案させていただきたいと思っております。

この流れを図に示したものがございます。ちょっと戻りますが、それが資料の7、インデックスの7でございます。合併に関する手続というところでございますが、現在一番上の協議会設置のところしております。これから協議会における検討ということで、事務事業の調整、建設計画案の作成に着手させていただくと。その際には、横っちょの方にちょっと出ておりますが、新市まちづくり委員会あるいは地区別懇談会、各界別懇談会といった枠組みの中で市民参加をお願いしていくと、この中で建設計画を作成していきます。それで、その作業が一通り終わりましたら、その後住民への説明に入っていく。その住民説明の中での住民の皆さんの反応あるいはご意見を踏まえて、協議会において合併の是非の最終判断をしていただく。その上で合併協定書、これは最終的な契約書みたいなものですが、そこへ調印させていただくと。その後、ここからが法定の手続になってまいります。野田市議会、関宿町議会の議決、その後県に対する申請、県議会の議決、総務大臣の告示、新市

の発足という手続になるというふうな流れを考えているところでございます。

次に、また資料の9に戻っていただきたいのですが、資料の9の2ページ目、事務事業調整の進め方(案)についてご説明させていただきたいと思います。まず、事務事業調整とは一体何かという話でございますが、先ほど申し上げたとおり、合併すると行政サービスや負担について公平に行われる必要がありますので、現在違いがあるものについては調整して統一する必要があります。この作業のことを事務事業調整と呼んでおります。その対象となるサービスにつきましては、都市基盤も含まれますし、いわゆる福祉サービスみたいなサービス給付の事業もございます。また、住民票交付等の窓口サービス、あるいは負担といたしましては税金、利用料、さらにはごみ出しルールのような行政と住民との間の決め事、こういったもの、市民の生活に影響するもの、ありとあらゆるものが調整の対象になってくるということでございます。その調整の結果、合併協定書に盛り込まれていくという段取りになります。

その調整の進め方でございますが、まず基本方針として次のように提案させていただきたいと思います。今回の合併協議会では、合併した場合にどうなるかを住民の皆さんに適切に判断していただくというために、ありとあらゆる情報を出していくという基本姿勢でございます。したがって、この事務事業の調整をした場合に、住民の生活に影響する事項をすべて協議していくという考え方でやらせていただきたいと考えてございます。同時に、住民の側で合併に関する説明が不十分と感じられることのないよう、また合併したらどうなるのかわからないという不安が、これまでの合併の事例では多々見られるところでございます。実際に合併したらどうなるのだろうかということが十分住民の皆さんに行き渡っていない、知らせていないということが過去の事例では多く見られるところでございます。したがって、そういったことのないよう、例えば市民サービスの向上を図るように調整するといったような抽象的な調整方針ではなく、事業を実際どうするのか、給付水準をどうするのか、あるいは負担を幾らにするのかということまで具体的な形で住民にお示ししたいというふうに考えておるところでございます。その際、当然サービスレベルを引き上げる場合もございます。そうした場合には行政経費の増加を伴うわけでございますが、そうした場合の行政経費の増加はどれぐらいになるのか、さらにそれをどこから捻出してくるのか、それを例えば合併に伴います組織のスリム化効果とか、あるいは国の財政優遇措置からどうやって引き出してくるのか、またさらにそれを差し引いてもどれぐらいプラスアルファが出てくるのだろうかということまで徹底して検討させていただきたいというふうに考えておるところでございます。

います。

なお、この調整を検討するに当たりましては、編入合併ということ为前提に検討させていただきたいと、また現在の野田市役所を主たる事務所として、これを前提に検討させていただきたいというふうに考えておるところでございます。

具体的な項目につきましては、基本方針のとおりすべて洗い出していくという観点で、事務方の方で洗い出しをしてございます。それが添付させていただいている資料、具体的に申し上げますとインデックスの1、赤い字で1とつけさせていただいている資料でございます。今の野田市役所、関宿町の各課に作業の依頼をいたしまして、現在行われております事務事業で市民の生活に影響のあるものすべてを洗い出してくださいということで洗い出しをさせていただいております。さらに、それだけでは漏れがあってはいけませんので、この次の赤いインデックスの2の資料でございますが、実は今のさいたま市で合併協議会を行ったとき、調整項目としてリストをつくっている部分がございます。インデックスの2番でございます。この調整項目一覧と比較をいたしまして、記入漏れがないかをチェックさせていただいているところでございます。こうした形で現在行われております事務事業については、すべて漏れなく洗い出しているというところでございます。資料の1はそういう項目でございます。これについて調整を検討させていただきたいとするものでございます。その際には、先ほど申し上げたような具体的な調整の中身まで最終的に検討して、その経費についても検討するというふうな形で作業を進めさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

次に、資料の4ページでございます。もう一つ、3番目といたしまして、合併協議会においては市町村建設計画、新しいまちのまちづくり計画についても議論していただくことになっております。まず、市町村建設計画とは何かということでございますが、ここにございますように、合併を考えるためには、合併したら新市がどのようなまちづくりを行っていくのかを検討していく必要がございます。このため、合併特例法3条では、合併協議会において合併市町村の建設に関する基本的な計画の作成を行うというふうに定められているところでございます。したがって、市町村建設計画とはいわば新市のまちづくり計画でございます。

繰り返しになりますが、特例法5条では建設計画の中に次の四つの事項について定めることとされているところでございます。この建設計画の作成の基本方針でございますが、次の2.のところに掲げさせていただいております。まず、野田市、関宿町いずれもまちづくりに関しましては、長期構想、これは野田市総合計画、関宿町総合計画でございますが、作成し、それを実施したばかりで

ざいます。このため、新しいまちづくりの計画もこれらの長期構想をベースに作成するのが適当であると考えているところでございます。したがって、新しいまちづくりの中で具体的に検討していくべき事柄は二つの事項になるかというふうに考えているところでございます。一つは、現在のその長期構想の中で重複している部分がございます。それをどう調整するのかという視点が一つ目でございます。もう一つは、これは現在の長期構想には含まれていないものでございますが、新市の一体性を醸成したり、あるいは旧野田、関宿それぞれが均衡ある発展を図るためにどんな事業をしていったらいいのだろうか、そういった事業をつけ加えること、これが具体的な検討内容になるというふうに考えておるところでございます。

それをどうやって実際につくっていくかというところでございますが、3の作成方法でございます。考え方といたしましては、基本的に長期構想は、それぞれ野田ではまちづくり市民100人委員会、関宿町では21世紀まちづくり懇談会というのを組織いたしまして、市民参加の中でつくられておるところでございます。さらに、地区別懇談会や各界別懇談会といったものも行われて、住民参加により作成されているところでございます。したがって、新市のまちづくり計画につきましても、これらの方式を基本的に踏襲するという形でやらせていただきたいと考えておるところでございます。ただし、二つの組織はこれも一緒にしなければいけません。したがって、100人委員会と21世紀まちづくり懇談会のメンバーから成る合同の委員会、これを「新市まちづくり委員会」というふうにやらせていただきたいのですが、これを立ち上げまして、そこで上記の二つの事項について住民の皆さんのご意見をいただくという手続、さらにはそれを踏まえて地区別懇談会や各界別懇談会といった懇談会を開催しまして、新市のまちづくりについて意見を聴取していきたいというふうに考えているところでございます。

これをフローチャートにしたものが(2)でございます。まず、新市まちづくり委員会を開催させていただきまして、上記の二つの課題についてご意見をいただくと。それを踏まえて地区別懇談会、各界別懇談会を開催する。その二つの、で出されました意見を踏まえて合併協議会におきまして建設計画を作成し、さらにそれをもう一度くり返すと、4番目で新市まちづくり委員会や地区別懇談会、各界別懇談会をくり返すという作業を行います。そこでさらにご意見を伺った上で、最終的にの合併協議会で建設計画を決定していくと、このような市民とのキャッチボール、手続というのを考えているところでございます。

次に、そうした協議会の協議の状況をどのように住民にお知らせしていくかという点でございます。これにつきましても基本方針でございますが、合併の是非を住

民にお考えいただくというためには、正確な知識と理解が必要条件になってきます。このため、協議会における協議の状況についてさまざまな媒体を活用して逐次住民にお知らせすると、そうしたことを通じまして住民の関心と理解を喚起していきたいと考えておるところでございます。さらに、それだけではなく、協議会として検討が一通り終了した段階で、その協議結果について住民説明会などにより周知活動を行い、住民が合併について理解を深め、十分な説明を受けたと評価していただけるようにすると、その上で初めて合併について住民の皆さんにお考えいただけるのではないかと、このように考えているところでございます。

そのための具体的な方法が2．以下でございます。まず、協議会開催中の逐次の情報提供でございます。一つ目は合併協議会報と、これは名前といたしましては「合併協議会だより」とさせていただきたいのですが、協議会の開催ごとに協議の模様を掲載した合併協議会報を発行する。これは、市報や町報と同様全世帯に配布させていただくと、また公共施設等にも備えつけて市民の皆さんにごらんいただく。あるいは、もう一つ、協議会報を各家庭に配ってもどうしても捨てられてしまいがちであると、それでは判断材料として活用してもらえない懸念がございますので、専用のファイルをこれも全世帯に配布させていただき、協議会報を保管していただく、このようにさせていただきたいと考えてございます。そして、そういう形で、将来にわたっても合併したらどんなになるのだろうかということがいつでもわかるようにしていただくということを考えておるところでございます。2番目に、ホームページでございます。これは、ホームページの特性であります、いつでも情報が取り出せるという特性を生かせるよう、インターネット上にホームページを開設させていただきたい。どうしても協議会報では紙面の制約がございます。これを補完するため、ホームページでは紙面の制約で載せることのできない詳細な情報、例えば今回の資料で申し上げれば赤いインデックスのついた資料でございます。こういった資料をインターネットでは掲載することが可能でございますので、こういった補完的な役割も果たしていきたいというふうに考えておるところでございます。さらには、インターネットの特性を生かして、メールマガジン等についても検討を進めていきたいというふうに考えておるところでございます。さらに、3番目といたしまして合併情報コーナーということで、協議会報のバックナンバー、あるいは協議会に提出された資料を市民の皆さんが自由に閲覧できるよう、市役所や町役場など主な公共施設に合併の情報コーナーを設置させていただきたいというふうに考えておるところでございます。それから、4番目といたしまして、さらに合併に関する質問コーナーも設置させていただきたい。これは、この建物の7階に合併協

議会の事務局を設置してございます。そこに市民の皆さんが自由に、あるいは気軽に合併に関する質問をしていただけるよう質問コーナーというのを設けさせていただき、事務局の人間がそれに対応する、そういったことをやらせていただきたいと考えておるところでございます。さらに、インターネットや郵便やファクスによる質問や意見についても受け付けたい。さらには、6番目に掲げてございますように、自治会の集会等さまざまな機会を利用して協議状況についてはご説明していく。さらに、パンフレットやポスター、あるいはビデオといったようなもの、あるいはシンポジウムといったようなものも今後必要に応じて検討していきたいというふうに考えてございます。以上が協議中の情報提供でございます。

次に、協議結果についての住民説明でございますが、それが3.でございます。実は、ここでは考え方を述べさせていただいているところでございます。協議会において調整事項や建設計画など協議事項についての検討が終了した段階で、上記の取り組みに加え、協議結果について住民説明会等を開催させていただく。その具体的な方法については、今後さらに詰めさせていただきたいと考えておるところでございます。ただ、他の先進事例では住民説明会等を開催したにもかかわらず、大多数の住民からは十分な説明がなかったというふうに評価された事例がございます。こういった事例を踏まえて、どのように住民説明を行えばきちんと説明をしたものと評価をしていただけるのか、その具体的な方法について、この協議会では住民代表にも委員の構成メンバーになっていただいていることから、今後協議会においてさらに検討を進めさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

今後の協議会の進め方につきまして、以上のとおりでご説明とさせていただきたいと思っております。

議長

ありがとうございました。ただいま、ちょっと長い時間になりましたが、事務局から説明をさせました。

最後の協議結果の住民説明というところで書いてございますように、その先行事例を見ますと、行政としては十分なことを一生懸命説明したつもりであっても、なかなかそれが住民サイドから見ると説明が十分に行われてはおらないと、こんなふうにとられてしまいがちであるというような過去の例もございますので、私どもとしてできるだけ工夫をさせていただきたいと。一つとしましては、検討項目についても大項目でない、非常に細かい項目まで検討していくというふうな話を書かせていただいております。非常に大変な作業で、本当にできるのかいなと言われてしまうと、ちょっと厳しい感じもするような作業でございますが、そういうことと、もう一つは、市町村建設計画につきましても、計画段階から住民に参加していただく

というような形をとらせていただくという、恐らくほかの地域では余りやっていない形を今回検討の進め方の中に入れさせていただいているという格好にさせていただいておりますので、いろいろご意見があるかと思えます。これから質疑に入りたいと思えますので、質問等がございましたらどうぞよろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。

どうぞ、野口委員。

野口委員

資料の8、インデックスの8番なのですが、ずっと説明を聞きながら感じたことは、あくまでもこの合併協議会では合併に対する是非の、住民の皆さん方に判断してもらう材料を提供することを主眼にしながら、最終的には住民への情報提供という中で判断できる材料を提供し、最終的には住民の皆さん方で判断をしてもらおう、そのために十分な説明をしていくのだというのが、私にはどうも結論的に聞こえるわけです。その選択肢として、一つは住民投票もあり得るというような形で今説明も受けました。私自身は、この野田、関宿の合併そのものは、ある意味では地方の時代といえますか、地方分権の時代、また地方が行財政改革をしていかなければならないというどうも大義みたいなものを感じるわけです。そういう中で住民にいかん知らせていくか、そして住民の判断を仰ぐかという民主的な方法、これも私は必要性を感じる一人なのですが、この合併協議会そのものに合併を前提とすることなくという文言も一つ入っているように伺いました。その辺のスタンス、言っていることは十分理解しながら、果たしてその合併に対する方向づけというものがぼやけてしまわないか、そういう危惧をする一人なのですが、会長そのものはいかがお考えなのか、ちょっと伺いたしたいと思います。

議長

まず、事務局からちょっと答弁をお願いいたします。

事務局

合併のいわゆる是非論の部分をどういうふうに扱っていくのかというご質問かと思いますが、基本的には、先ほど申し上げたとおり、この合併協議会は住民の皆さんに最終的な判断をしていただくということで、そのための情報提供をしていくのだという基本的な発想があるわけがございます。したがって、まずその材料をお示しし、その上で住民説明をやっていくと。その結果を踏まえて最終的に合併の是非について議論をしていくと、そういうふうな考え方でございます。したがって、合併の是非の問題については、やはり住民の皆さんのご意見や反応を見ながら判断していくというふうな対応になっていこうかというふうにご考えておるところでございます。

議長

ちょっと私の方に、今会長はとたしか委員さんおっしゃっていたと思えますので、事務局からまず答弁をさせましたけれども、私の方の考え方を申し上げさせていた

だきたいと思いますが、ちょうど資料のインデックスの8、資料8をごらんいただきたいと思いますが、合併協議会をつくるに当たっての根拠規定をここに書かせていただいております。地方自治法において公共団体間の協議会の規定があり、その地方自治法の特例法としての合併特例法があり、この合併特例法をまずごらんいただきますと、3条の1項を見ますと、合併をしようとする市町村は、自治法の252条の2の1項の規定によって、合併市町村の建設に関する基本的な計画の作成その他市町村の合併に関する協議を行う協議会を置くという形になっております。今回「合併協議会」と銘打って私どももやっておりますので、基本的な私ども行政サイドのスタンスといたしましては、市議会の中では私自身は合併について前を向いて進めていきますと、走っていきますという答弁をさせていただいております。考え方として、協議会をつくるに当たって、この特例法の3条を引っ張って協議会をつくってきているという形でございますので、スタンスとしては合併しようとする市町村であるというふうに考えております。そういう意味において、私どもとしては前を向いて軸足に重点を置いておるといって考えておりますが、ただあくまでも市民参加という形で考えていったときに、その判断をしていただくために是非を問う材料もこの中で出していこうと。出していったものについて、先ほど住民説明という形で説明させていただきましたが、住民説明の結果によって、最終的な判断は恐らく合併協議会に戻ってくるという格好になります。その話についてがインデックスの7のところをごらんいただきますと、上から四つ目の枠で住民への説明というのがありますが、その後で合併の是非の最終判断というのがございます。ここは合併協議会の仕事としてこのことをやっていきますよという形になっております。したがって、基本的に合併しようという形でこの作業が進んでいき、その中で住民に材料をおろしていったら、住民の判断によって最終的に協議会が判断をしていくと、こういう形になるだろうと。

ケースによって住民投票があり得ると申し上げたのは、この中で是非の判断をしたときに大きく意見が分かれてくるというような形があるような場合に、それを最終的に協議会としてどう判断するかということの前提作業としてそういうことが必要になるのかなと、こんなことで申し上げたわけでございますが、スタンスはあくまでも特例法の3条、これが基本的なスタンスで、それにもとへ戻った252条の2を使った中で是非に関する協議というのも入れさせていただいておると、こんな話でございます。ちょっと説明がわかりにくいかもしれませんが。

野口委員

今の会長の話で理解できたのですが、事務局の方の説明ではあくまでも住民の判断と、そのための材料を集めてつくって、そして知らせていくのだよと、どうもそ

ういう感触を受けたのです。また、この文面でもそうなのです。今の会長の説明では前向きと、前に向かって進んでいくのだよと、そういう前提条件だよという話ですので、安心をして聞かせていただきましたけれども、私は、先ほど申し上げましたように、これは地方分権の時代からすると、やはり我々にとっても、住民にとっても、ある意味では大義だろうというふうにも思っている部分があるのです。そんなことで、住民投票というものについてはいろいろな議論もしなければならぬのでしようけれども、有権者の50分の1の署名によって、住民投票そのものをするかどうかはまた住民投票条例を議会で作らなければならぬわけですが、50分の1というと、野田と関宿を合わせて2,000ちょっとぐらい、恐らく野田でも2,000までいかないでしょう。そんなことからすると、ある意味では住民投票しなければならない材料も十分でき得るなというふうにも思っています。住民投票にならないためにも情報提供をどんどんして行って、やはり合併に前向きに進んでいくという方向性をぜひこの中でも確認をしておきたいという思いがするところです。

以上です。

議長

ありがとうございました。

そのほかいかがでしょうか。

それではまず、青木さん、お願いいたします。

青木委員

関宿の青木でございます。

インデックス8の中の合併協議会の進め方の協議事項でございますが、この中の2ページで総論の中で、基本項目の中で合併の方式についてうたっておりますが、これからこの協議会で議論するのだよということでは理解できるわけですが、次のインデックス9の2ページへいきますと、事務事業の作業の進め方、調整を検討するに当たっては編入合併を前提として検討を進めるのだと、そういう説明でございます。そこら辺は、この協議会で我々も新設合併なんていうことはさらさら考えていないし、合併の方式は編入合併でいくのだよというぐらいの気持ちで進んだらどうかと、かように思う意見です。

以上です。

議長

ありがとうございます。

ちょっと当局、コメントは。

事務局

その点につきましては、編入なのか新設なのかということの最終的な決断は、総論、いろんなことを検討します、是非論とか。その中で最終的な結論は出すべきではないかと。ただ、作業の前提として、編入なのか新設なのかは前提を置かないと作業が進められないということで、事務事業の調整を検討するに当たっては編入合

併を前提としてということでここに書かせていただいている。ですので、事務局の考え方といたしましては、やはり、青木委員さんがおっしゃられたように、諸般の状況を見ると編入合併が自然であるということから、当座それで作業を進めさせていただいて、最終的な決定は全体の中で行わせていただきたいと、こういうふうを考えておるところでございます。

議長

今事務局から説明したとおりでございますが、気持ちとしては、先ほども合併は前に進むのか後に進むのかということについても、気持ちとしては前を向いて話をしていきますという話と同じように、基本的な話としては今事務作業の前提としてやらせていただいている、そういう形を気持ちとして進めていくというような形によるしゅうございますか。

野口委員

今のお答えで、要するに編入合併を前提として作業を進めていくのだということだろうと思うのです。今私もこれが気になっていたのです。今関宿の青木さんの方からそういう話があったので言いやすいことになってきたわけですが、編入合併を前提に作業を進めていくという確認をこの協議会の中で事前に、これだけでも確認をしておかないと事務局が作業を進めにくいのではないかなという思いがするのです。ですから、きょう全員お集まりですので、この辺の編入合併を前提として、いろんな形で作業を進めていくというものの確認をしておいた方が事務局は進めやすいのではないだろうかという思いなのです。いかがですか。

議長

今副会長さんの方から、その点についてご説明があるということでございます。

副会長

どうもご意見ありがとうございました。

ただいま野口委員や青木委員の方から発言ありましたように、私としましても編入合併が一番スムーズではないかと、このように考えております。よろしく願います。

議長

今3人の委員の方からそんな方向で、この会議としてはそういう方向で進めていってはいかがかというようなご趣旨の話だったと思いますが、この点についてお諮りしてしまってよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

議長

それでは、基本的には編入合併という形の中で作業を進めていくということでご了解いただいた中で、今後の作業を進めるということでよろしゅうございますか。

(「採決は挙手でとった方がいい」の声)

議長

それでは、採決は挙手をしてはというご提言がありました、それでよろしいですか。

(「異議なし」の声)

議長 それでは、採決をさせていただきますが、編入合併という形で作業を進めさせていただくということによろしゅうございますか。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成でございます。

それでは、そんな形で進めさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

そのほかいかがでございますでしょうか。

どうぞ。

船橋委員 関宿の船橋と申します。

資料の9の関係で、基本方針の中に合併について十分な説明を受けたと評価云々ということで、十分に時間をかけてということを書いてありますけれども、それと資料の8の方の総論の中に合併のメリット、デメリットということでの関係でちょっと一つだけお聞きしたいのですが、まず11月の26日に重点支援地域を受けたわけですから、要するにどっちかといえば、今の行政改革だとかあるいは構造改革だとか、いろんな関係からいけば、やはり一般の市民の方、町民の方が大体メリットの多いという部分は理解されているのかなと、そういう部分の中でまず重点支援地域を受けたのかなというふうに私は推察をしております。そういう中で、一つにはメリット、デメリットを考えていくということは非常に結構なことなのですが、資料の9の中にやはり十分な時間をかけてということが何回も書かれている中で、やっぱり長い時間この合併を検討していくということになれば、長い時間慎重にやることは確かに結構なことなのですが、余りに慎重過ぎてこの会議が失速しては困りますので、ある程度目標といいますか、そういう部分を出した方が逆にいいのかなと。やられていることは恐らくそういう町民、市民の皆さんにご理解を賜ってと、もちろんご理解を賜ることは結構なのでしょうけれども、そういう意味では余り時間をかけ過ぎるのもどうかというふうな気がしますので、その辺はどうでしょうか。

議長 答弁をお願いします。

事務局 答弁申し上げます。

資料9の1ページ目の十分な時間をかけて説明会を行っていただきますが、これは説明の時間を十分かけて行っていきたくと。逆に、協議に関する事務作業自体は、その下を書いてございますが、効率的に行い、なるべく早くやっしまおうということで、検討での作業自体は効率的に行い、説明の方に時間をかけてという趣旨でございます。

議長 　　ちょっと今副会長から補足の説明がありますから。

副会長 　　船橋委員に申し上げます。

　　発言の事項、十分な時間をかけてということですが、文書にすると十分な時間をかけずにとは書けないですから、これは言葉のあやだと思います。そういうことで、推進委員会ですから、なるべく早い時期に合併をしてこの地域が幸せになれるようにと、こういうふうに思っております。よろしくお願いします。

議長 　　ご理解いただけただけでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。気持ちとしては、私どもの方もそういうことございまして、インデックスの9の1ページの2と3ですが、900項目という大変な項目になりますけれども、議員さんがちょっと選挙活動でお忙しい時期、私どもがその間にこの調整事項をできるだけ事務的に調整してみたいと。事務的にそれが調整できておりますと、恐らく選挙後の会議においてそこら辺の説明を我々ができるという形になりますと、それなりの時間の中で作業としては相当進めることができるのではないかなというふうに思っております。ただ、実は協議会の回数等につきまして、少し回数を何回かやっていただきませんと、恐らく協議項目が多過ぎますので、という形にもなるかというふうに思っております。そこら辺はまた委員の皆さん方に、お忙しい日程の中でございしますが、調整をしていただきながら、できるだけ早くやっていきたいと。

　　もう一つには、新しくできます新市の建設計画の委員会の方ですが、こちらの方も基本的なスタンスとしては、新しい計画が既にでき上がって、それぞれの市町の新しい総合計画ができてまだ時間が大してたっておりませんので、基本的にはオーバーラップ部分、もしくは新しく一体性をつくっていくために何をやらなくてはいいかと、そこら辺の部分进行调整していけばいいというような形になろうかと思っておりますので、そこら辺もなるべく早く作業を今度は新市建設計画の委員会の方とのキャッチボールをさせていただきながらやらせていただきたい。きょう基本的にこのご了解をいただければそちらの方を立ち上げていって、なるべく早くそのキャッチボールのボールをこちらから新市建設計画の委員会の方に投げるといって、その作業も急いでいきたいというふうに思っております。先ほど副会長さんがおっしゃったとおり時間をかけずにとは書けませんので、こんな形にさせていただいておりますので、一生懸命やらせていただきますということでございますので、よろしく願いいたします。

　　そのほかいかがでしょうか。

　　どうぞ、岡野委員。

岡野委員 　　資料9、その2の項で協議会の会報を保管して判断材料にしてもらうために、専

用のファイルを全世帯に送ると。そうすると、自治会連合会がまるっきりしよってしまうのだ。それでお伺いするのですけれども、まず一つは、大きさとか、そういう点をなるべく早く教えてもらいたいということ。ここで私らがもらったこのファイルだとするとポストへは入りません、各家庭のポストが小さいから。だから、ファイルそのものをどう、こういうものかどうか腹くくってしまわなくては、これをもらうと腹くくって配らなくてはとても持っていけないというのがあります。

それと、もう一つ。皆さんに見てもらうのには、市報とファイルだけということになれば見てもらえます。ところが、ほかの広告というよりも、ニュースその他がいっぱい入りますと捨てられてしまうのが多いです、はっきり言って。だから、どうしてもとっておいてもらいたいということになれば、事前に知らせる方法もあるし、それと同時にこれだけは残してくださいというお願い文をつけるか、いろんな方法があるかと思います。私たちが一番考えているのは、見てもらえないとしようがないということです。市報にしても、はっきり言って、講読率としては余りいい方ではございません。だから、先ほどから関宿と野田市の合併ということが出ていますけれども、ああ、そうかいなぐらいですから、まだ。我々は、ここへ参画するについて相当数勉強させられましたけれども、まだまだ市民の中にはそんなこと本当かいというところですよ、はっきり言って。それが会報が出るということになると、5、6が準備期間ということになって、7月というは8月上旬、一番早く。7月の下旬から8月ということになると、毎年七夕だ何だで広報の多い時期です。だから、ほかのものをほかの月に回すというような方法をとっていただかないと、市民の皆さんによく見てもらえない。だから、今お願いするような状況になってしまうわけです。そうすれば、今からスケジュールを決めれば、8月上旬に回すときにはすばらしく各家庭に届くと思います。だから、そこら辺をなるべく早く我々自治会長連中には教えていただきたい。そうすれば我々の組織については、私としては会報を出すことができる、協力を要請することができる、そういうふうを考えております。もし意見がありましたらお聞かせください。

議長

どうですか。事務局で。

事務局

まず、ファイルの件でございますが、大きさはきょうお配りさせていただいた分ぐらいの大きさ、最低でもそれぐらいにはなるかなというふうに我々は見込んでおるところでございます。したがって、そのやり方について具体的にどれぐらいのものになるかということがわかり次第お知らせをさせていただきたいと思っております。

また、この協議会報の中身につきましては、現在検討しているところでございま

すが、我々といたしましても、やはり見ていただくためにはどうしたらいいのかという問題意識は持ってございまして、今そのための工夫をしているところでございます。その点につきましては、市報等とはやはり違う方式、内容にしていかなければいけないのかなというような検討もしているところでございます。いずれにいたしましても、問題意識といたしましても、見ていただくためにはどうしたらいいかという問題意識は持ってございますので、またアドバイスをいただきながら、事務局としても研究していきたいというふうに思っております。

議長 恐らくこれは、野田市と関宿町のそれぞれの自治会の代表の皆さん方にご協力をいただかないと、なかなか住民に情報がおりていかないという格好になると思いますので、今答弁させていただきましたように、ちょっと具体的にどういうふうにしたらいいかということの相談もさせていただいて調整をさせていただくような形で、この点はそれぞれの市町の自治会の代表の方と私ども相談させていただくということにさせていただいてよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声)

議長 では、そうさせていただきたいと思います。

なお、実はきょう協議会を開きますと、きょうの協議会報は出さないわけにはいかないという格好になると思いますので、ちょっと先ほど岡野委員から8月という話が出ましたが、その点についてどうするかという点も含めまして少し相談をさせていただきたい、そんなふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

そのほかいかがでしょうか。

どうぞ、藤井委員。

藤井(正)委員 8番の協議事項の関係で基本方針が出されておりますけれども、この最後に必要な事項をすべて洗い出して問題を先送りすることなく検討していくということになるのですが、問題を先送りすることなくということで方向性としてはいいのかもしれませんが、現実問題としてやっぱり制度上の違いだとかお金の関係だとか、簡単に調整がつかないという部分が出てくるのではないかと思うのです。その場合に、要するに情報を全部提供していくということですから、それはいいことだと思うのですが、要するに調整できたものを情報として提供していくのか、調整できなくてもこういう違いがありますよと、だから意見を聞かせてくださいという形で、あくまでも比較したものが違っていてもそれはそのまま出して意見を聞いていくと。最終的に調整がなかなかできない、時間が経過するものもあるのだらうと思うのです。やっぱりそういうものに時間をかけてでもすべて調整しながら、この合併というも

のに結びつけていくという方向になっていくのか、この問題を先送りすることなく
ということの趣旨について若干伺っておきたいと思うのですが。

議長

答弁をお願いします。

事務局

まず、今回のこの記載につきましては基本方針ということで、そういうふうな
気構えでやっていくというところを今回の資料では全面に出させていた
ところでございます。おっしゃるとおり、今後具体的な検討を行う過程でそう
いった場合も出てくるかもしれませんが、少なくとも我々といたしましては、
今回資料の赤いインデックス1で出させていただいたこの項目については、
何らかの検討結果を出させていただく予定でございます。この中から都合の
悪いものとか、あるいは結論が出なかったものについてははしょってしまう
ということはないということでございます。その際に、解決に時間がかかると
いうものもあるかもしれませんが、そういった場合にはその具体的な状況に
応じて対処を考えていきたいというふうに考えてございます。今のところは、
こういう心構えでやらせていただきたいということでございます。

議長

よろしいでしょうか。今のやつで心構えでということですが、基本的には何も詰
まっていないではないか、だから我々は情報を知らせてもらっていないのだよとい
う言葉にはしないようにするような書き方をしていきたいなと、そんなふう
に思っていますので、当然最終的にこれを決める場合には、多分いろんな作業を
しなくてはいけない話になってくるものがあるかと思えます。例えば、
具体的に言えば、職員の勤務条件といったときに、この合併の協議会
でこうしようと言ったら、それでいいのと言われれば、労働組合との協
議というのはどうなってしまうのですかというような話も当然あるかと思
いますし、ですから、そこら辺についてはこの中で答えの出せるところを
できるだけ出し、また考え方、もしくは答えが出せないにしても考え方
を出すところまでは持って行って、途中段階でどちらかわかりませんとい
うよりはそういう形でやった方がいいのかなと。したがって、結論の出た
ところからどんどんお諮りしてしまおうというような形、順番にということ
ではない可能性もあるかというふうに思っております。そんな形でやら
せていただきたいと、心構えとしてということでしたいと思えます。

どうぞ。

谷田貝委員

関宿の谷田貝と申します。

普通の主婦の立場として、重点支援地域になったときに私たち主婦は、
ああ、野田と合併なのだ、正直言って、野田の方の意見はわかりませんが、
関宿の主婦はみんな手放して多分喜んだ状態だったのではないかなと思
うのです。中には反対す

ることを基本姿勢としている方もいらっしゃいますから、いろんな意見もありますけれども、私たち関宿の主婦としてはとりあえず、ああ、野田と合併なのかと喜んだ次第だったのですけれども。先日チャンスをいただきまして野田の最終議会を拝見させていただいたときに、市長さんが女の方たちからたくさんいじめられている光景を目の当たりにしまして、野田の女の方たちはこんなに関宿が嫌いなのかなと、正直私たちは不安になったのです。それで、その後のきょうのこの資料を見まして、何だか延々と資料がたくさんありまして、気の遠くなるような合併の話でちょっと心配になったのですけれども、皆さんのお話を聞いて、安心したところです。一番核心は、とりあえずはどのあたりを目標にして進めていくお考えなのかなというところを単刀直入にお聞きしたいなと思ったのですけれども、そういう月日みたいなものはまだはっきりとは全然出てこないわけですか。

議長

答弁をお願いします。

事務局

ここでの基本的な発想は、のんびりやるとか後ろ向きにやるということは一つも書いてございません。ただ、いついつということについてはまだ言える段階ではないというのが、何かの提案をお示しできる段階ではないというのが事務局としてのスタンスでございます。したがって、全体の進め方の案にもございますように、我々でできる事務処理作業は一生懸命早くやりますということだけ申し上げておるところでございます。

谷田貝委員

私たちが戻って聞かれたときに、何らかのものを持って帰らないといけませんので、ありがとうございました。

議長

始めたばかりですから、こんな書き方になっています。資料7を見ていただきますとスケジュールが書いてありますが、今までの資料の中で通常のペースでいきますと、国の資料でいきますと、この作業をやるのに22カ月という書き方になっておるのです。それをわざと今回書いてございません。先ほど9番にありましたように、作業をこんな形で、できるだけ自分のたちの作業は急いでやって、住民の皆さん方にそれを見せていこうと言っているのは、気持ちとしては、どうせ作業を進めるのであるならばなるべくこの作業を急いでやってみましょうと、そういう気持ちだということで、通常のペースですと22カ月というのが言われている話です。それをできるだけ我々としては作業も急がせた方がいいだろうなという趣旨も含めて22カ月ということを書かずに、この進め方の中で我々の作業を急いでやりますと、こんなふうにかかせていただいていると。今のところまだ検討が始まった段階なので、持って帰るのにそれでは不足だと言われるかもしれませんが、済みません、そんなところがございますので。

どうぞ、染谷委員。

染谷委員

いろいろこれからの目標を何となく伺っているのですが、そここのところで一番ポイントなのが、ここ数カ月で事務局がどこまでやれるかという話の中で最大の問題は、まず新市まちづくり委員会がいつ立ち上がって、どういうキャッチボールを始められるか、それが本当に我々がいなくなって、そのままいなくなってしまうかもしれないけれども、そういう間にちゃんと進んでいくのかどうか、その辺の事前の感触というのですか。100人委員会と関宿さんの委員会が一緒になるというのは、かなり膨大な委員会という構成になると思うのですけれども、その辺の進め方だとかその辺についての見通しはどうなのか、その辺が成否を分けるのではないかという気がしますので、その辺を伺いたいのと、それから、先ほど記者さんが来ていましたから、あしたは新聞に載るのでしょうかけれども、この協議会の会報というのも一月も一月半もたってから出るというようなのではなくて、どんどんタイムリーに情報提供をしていくという姿勢が必要なのではないかと。例えばホームページの開設だったら、デジカメで撮れば今日中にだってできるという世界の話に今なっています。それをどれほど見てくれるかはわかりませんが、少なくともレスポンスよくやるのだと、そういう姿勢を示してほしいし、できるだけ、この事務局体制の中で大変だとは思っているのですが、その辺、おっ、こんなに早く出ているのかというような感じで見てもらえるような、新鮮な話題を提供するようにもしてほしいという気がします。その辺についていかがでしょうか。

議長

答弁をお願いします。

事務局

まず、広報の方から最初にご説明させていただきたいのですが、ご指摘のとおり、情報が余り古くなってはいけない、迅速に広報紙を発行しなければいけないということは、そのように考えておるところでございます。したがって、手順としては1カ月、2カ月先ということではなく、直ちに広報紙を発行できるような用意というのをさせていただきたいと思っております。ただ、広報紙を発行してお配りするタイミングが月2回でございますので、その制約はあるのかなというふうに思っております。例えば今回の合併協議会の件でございますが、先ほど岡野委員からもございましたように、一方でいろいろ工夫もしなければならぬというところがございます。工夫するには、ちょっと時間をいただいているいろいろ検討させていただきたいということもございます。一方で、染谷委員からいただいたように、その辺の迅速性も要求されるということで、事務局としては非常に苦慮しているところでございますが、当座、今回の協議会の内容につきましては、今後の方針でございますので、まず今回の件については迅速に発行させていただきたいと。今後、具体的

な事務事業調整の中身とか、市町村建設計画の中身をどういうふうにするか、市民の皆さんにわかりやすく見ていただけるようにお伝えするかについては、もうちょっと時間がありますので、その中で自治会の方々にもご相談させていただきながらじっくり考えていきたい、そんなようなことを考えているところでございます。

もう一つ、建設計画でございますが、実は建設計画の中身、これはまちづくり計画でございます。当然今両市町で持っている総合計画がベースになるということでございますので、実はそんなに新しく考えなくてはいけないことはそれほどないのかなと。先ほど申し上げたように、調整する部分と、今両方の総合計画にはない一体性とか均衡を図るための事業をどうすればいいか、その2点でございますので、項目的にはそんなにないと。総合計画をつくったときには、確かに数年間という長い期間をかけてやってございますが、あのときは白紙の状態から作り上げていったと。それに比べると、今回は項目的には2点でございますので、それほどの作業量にはならないのかなというふうに思っているところでございます。したがって、きょうまちづくり委員会の設立にご承認いただければ、早ければ5月の初旬からその市民意見の聴取の作業に着手していきたいというふうに考えているところでございます。それで時間的には十分間に合うのかなというふうに見込んでいます。

議長

ちょっとだけ補足させてください。

ホームページの方は、できるだけ急いで立ち上げさせていただいて情報提供をするつもりであります。

それと、もう一つの新しいまちづくりの委員会、きょう委員の中にも実はうちの方では100人委員会の会長の寺田さんに入らせていただいております。それから、関宿町の方から江原さんに、21世紀まちづくり懇談会でございます。こういう形に入らせていただいております。私どもとしてはこの議論にも会長さん方にそれぞれ入らせていただいているという形の中で、メンバーの方にはまだそこまでは言っていないのかな、まだおろしていないのかな。主立った方までは私どもの100人委員会の中でおろしておるといような形にしてございまして、できるだけ早く集まらせていただいて作業に入っていくという形にしていきたいというふうに思っております。

どうぞ。

染谷委員

もう一点は、全然論点が違うのですが、視察先で勉強してきたことの一つに、調整の問題の中で非常に難しい問題が後から出てくるということになるととても厄介ですよという話がございました。やっぱりそれぞれの市、町が持っている問題って

なかなか簡単に出てこないものもあるかもしれませんが、その辺も早目に全部出していくということですから、そんなことで進めてほしいという希望を申し上げておきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。大分時間もたってきております。特にご意見がないようでしたら、お諮りいたしたいと思いますが。

(発言する者なし)

議長 ただいまご協議いただきました今後の協議の進め方でございますが、事務局の説明のとおり承認することでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議ないようでございますので、事務局の説明のとおり承認することにいたします。

次に、平成14年度野田市・関宿町合併協議会予算(案)についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、インデックスの10番をごらんいただきたいと思います。本協議会の予算についてでございますけれども、先ほど資料の5、財務規程でも申し上げましたように、この協議会の予算につきましては、通常の野田、関宿行政の予算とは切り離ししまして、独立した形で組ませていただいております。ただ、形としましては、会計年度単位でやること、款、項、目、節というような単位で、行政の予算と同じようなスタイルをとらせていただいております。

まず、歳入でございますけれども、ごらんいただいておりますように、両市町から同額の2,500万円ずつの負担金を協議会にいただくと、プラス預金利子ということで、14年度の歳入予算といたしましては、合計で5,000万2,000円とさせていただきます。

続きまして、歳出でございますが、次のページになります。ここでは、まず第1款の運営費中会議費といたしまして、報酬、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料、賃借料というような節で設定をしております、合計で352万6,000円ほど予定をしております。また、同じく第1款の事務費といたしましては、旅費、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、それから備品ということで、これにつきましては合計544万2,000円と。それから、第2款事業費としましては、事業推進費ということで需用費、委託料で合計4,065万円を。それから、第3款は、予備費ということで38万4,000円。合計では、歳入と同額の5,000万2,000円とさせていた

だいてございます。

この予算の編成に当たりましては、それぞれの市、町、行政の14年度予算編成でも非常に限られた財源の中で厳しい予算編成を行ってまいりました。本協議会のこの予算につきましても、そのような中でそれぞれ負担していただく金額をもとに組んでございますので、厳正な予算を組ませていただいたつもりでございます。

なお、今申し上げました歳出の中で、印刷製本費と委託料の額が大きい数字が出てございますけれども、まず印刷製本費につきましては、先ほど来のご説明あるいはご協議でありましたように、この協議会の内容につきましての住民の皆さんへの情報提供、これを十分行っていくことが非常に重要であるという観点から予算措置させていただいてございます。また、協議会あるいは市民参加運営の委託料についてでございますが、これはいわゆるコンサル委託料で想定してございますけれども、この内容につきましても、この当協議会の資料づくりでありますとか今後の会議録作成等の支援、さらには、これも先ほど来申し上げております、建設計画作成のポイントでございます住民参加による計画策定、これの支援の作業部分、力作業部分につきまして委託をしていきたいということで、野田市の総合計画策定時の例を参考に予算を組ませていただいております。

予算につきましての説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま説明がございましたが、質疑に入りたいと思います。ご質疑がございましたらお願いいたします。特にございませんか。

（「なし」の声）

議長 　　ご質疑はないようでございますので、お諮りいたします。

ただいまご協議いただきました平成14年度の野田市・関宿町合併協議会予算（案）につきましては、事務局説明のとおり承認することによろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」の声）

議長 　　ご異議がないようでございますので、事務局説明のとおり承認することにいたします。

次に、その他でございますけれども、先ほどもお約束させていただきました。後で戻りまして少し何かございましたらというお話を申し上げましたが、特に何かございましたらどうぞお願いいたします。

（発言する者なし）

議長 　　それでは、皆さんからありませんようでしたら、事務局の方からどうぞお願いいたします。いいのかな、そこでおしまいにしてしまって。

事務局
議長

はい。

いいですか。事務局の方からは議事終了でいいそうでございます。

それでは、特にないようでございますので、それではここで私の方は議長役をおろさせていただきます。

第1回の協議会、以上をもちまして閉会をさせていただきます。ありがとうございました。

事務局

どうも長時間にわたりましてお疲れさまでございました。次第の7のその他ということで、事務局の方から3点ほどちょっと連絡等を申し上げたいと思います。

まず、第1点目でございますが、おかげさまで本日第1回目の協議会を終了させていただきました。ありがとうございます。第2回目の協議会の日程でございますが、先ほど全体のスケジュールの中でもご説明申し上げておりますけれども、7月の上旬ということで考えております。その中で、事務局案といたしまして、ちょっと皆様方のご都合をお伺いしたいと思いますけれども、7月3日水曜日でございますけれども、ご予約の方はいかがなものございましょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

事務局

ご意見はないようでございますので、第2回目につきましては、7月の3日水曜日ということで日にちの方は予定をさせていただきたいと思いますので、詳細につきましては、また追ってご通知を差し上げるとということでよろしくどうぞお願いしたいと思います。

続きまして、協議会におきます資料の提出の関係でございますが、第1回目につきましては配付することができませんで、まことに申しわけございませんでした。第2回目からは、事前に資料の配付の方をさせていただきたいと思いますので、ご了承いただきたいと思います。

それと、これもちょっとおわびになるわけでございますけれども、協議会委員皆様の報酬の関係でございますが、ただいま平成14年度予算、これが承認されたわけでございます。そういう関係で、大変恐縮でございますけれども、本日の報酬につきましては、第2回目の協議会の席で合わせまして報酬の方をお支払いさせていただきたいと思いますので、この件につきましてもご了承をお願いしたいと思います。以上3点ほど事務局の方からのお願いでございます。以上で報告を終わります。

それでは、これで第1回目の野田市・関宿町合併協議会を終了させていただきます。どうも長時間にわたりましてありがとうございました。

(閉会 午後 4時56分)